

議案第19号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月6日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 公簿、図書の閲覧 <u>(個別に手数料の定めがあるものを除く。)</u> 1回1件につき300円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 公簿、図書の閲覧 1回1件につき300円</p>

(2) 土地台帳の閲覧 1回につき300円

(3) 地図、建物所在図又は地図に準ずる  
図面（公図）の写しの交付 1枚につき  
450円

(4) 諸税に関する証明 1通につき300  
円

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(2) 諸税に関する証明 1枚につき300  
円

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

<u>(38)</u> 略	<u>(36)</u> 略
<u>(39)</u> 略	<u>(37)</u> 略
<u>(40)</u> 略	<u>(38)</u> 略
<u>(41)</u> 略	<u>(39)</u> 略
<u>(42)</u> 略	<u>(40)</u> 略
<u>(43)</u> 略	<u>(41)</u> 略
<u>(44)</u> 略	<u>(42)</u> 略
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に申請、依頼等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。